



Title	企業会計の機能と開示偏重の問題点
Author(s)	高山, 朋子; Takayama, Tomoko
Citation	経済學研究, 53(3), 27-44
Issue Date	2003-12-16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5342
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES_v53(3)_02.pdf



企業会計の機能と開示偏重の問題点

高山 朋子

目次

はじめに

1. 会計学の研究方法
2. 企業会計の基本機能
 - 1) 調達資金と資産の管理機能
 - 2) 投下資本の損益管理機能
 - 3) 会計情報の報告・開示機能
3. 時価情報と開示制度
 - 1) 金融商品の時価評価
 - 2) 固定資産の減損会計
 - 3) 包括的業績報告書
4. 開示偏重の問題点
 - 1) 受託責任の軽視
 - 2) 評価損益の主観性
 - 3) 不透明な財政状態開示

おわりに

はじめに

資本市場の急速なグローバル化の中で、日本の証券市場は国際的に比較可能で信頼度の高い企業会計情報を要求され、会計制度も証券監督者国際機構（IOSCO）の支持を得た国際会計基準への調整が進んでいる。これまでに、連結財務諸表を主たる会計情報とし、退職給付会計、税効果会計、金融商品会計、減損会計等を制度化し、企業結合会計の草案も2003年8月1日に公表された。

しかし、このような企業会計の大変革の中で、企業会計は、不統一な評価基準の下、証券市場の投資意思決定に有用な情報として、将来の見

積もり等をベースにした客観性に疑問のある情報開示の方向へ進んでおり、本来の企業会計の機能を踏み外すのではないかとこの危惧さえ感じられる。このような傾向は、長期的観点から見ると、企業会計の信頼性を失わせる恐れがあるといえる。

したがって、小論では、歴史的視野から企業会計の基本機能を再確認し、個別企業の会計と社会総体及び抽象的次元と具体的次元の区別に基づき、理論と制度の関連を考察し、最近の金融商品の時価評価、減損会計、包括的業績報告書を取上げて検討し、現在の会計情報開示制度の問題点を考察する。

1. 会計学の研究方法

1) 会計の対象

会計の対象は、財貨・用役の在高や持分とその変動であり、広義の会計と狭義の会計に分けられる。

広義の会計とは、ある経済単位に関わる財貨・用役の管理に役立てるため、その経済単位の財貨・用役の在高や持分およびその変動を、その数量または貨幣価値（価格）あるいはその両者によって認識・測定し、分類・記録し、集計・整理し、伝達する行為（思考と行動）である。会計には、会計の対象である財貨・用役の時点的な在高・持分や期間的な財貨変動とその発生理由の認識・記録のため、その類別計算に必要な勘定体系や帳簿組織等の考案も含まれる。この会計において、財貨・用役の在高と持分およびその変動と理由を分類・記録、集計・整理す

る手続き、方法が簿記である。簿記は、この意味では、会計の一手段であり、その一部分である。

広義の会計の対象は、その経済単位の目的や性格によって、非営利と営利の経済単位の分類でき、それらはまた、それぞれ公的な経済単位と私的な経済単位に分けられる。会計の特徴的な性格は、その目的が異なるため公的な非営利会計である官庁会計と私的な営利会計である企業会計とは異なる。したがって、その他の公的営利会計や私的営利会計は、この二つの会計の性格を部分的に合わせ持っている。

広義の会計の目的は、財貨・用役の管理に役立つ財務情報をうることである。とくに自己所有以外の財貨・用役の管理を受任した者は、その財貨・用役に関する保管・管理責任 (custody responsibility) と、受任事務処理に関する状況報告と顛末報告である会計責任 (アカウントビリティー: Accountability) を負うことになる。このような広義の会計についての受託責任は人類の歴史とともに古くから存在するが、現在では民法の財産法の委任規定で基本的に定められている。

非営利会計の代表としての官庁会計は、公民からの受託財産の管理責任と会計責任を果たしており、財貨のストックとしての持分は単一の公民であるため、これまで在高の複記は要求されず、財毎の数量管理を主としており、とくに、公民から徴収した貨幣財すなわち現金については、その在高およびその変動額とその理由を項目区分して、フローとしての収入と支出及び繰越額を管理計算し、公民等に報告してきた。官庁会計では原則として毎年の収支を均衡させるために予算と実績を重視しており、現金以外の流動的な財貨や固定的な財産については、備品台帳、固定資産台帳等の各種の台帳によって別個に数量管理を行っていた。しかし、現在では、国債、地方債等の累積債務が膨張しており、その財産計算に基づく支払能力を明らかにするために貸借対照表の作成が要請されてきている。

現在、ストックとフローの連携した複式簿記による財政的会計組織の整備が各公共団体によって試行錯誤で行われつつある状態であり、会計専門家の協力が必要とされている。

狭義の会計は、営利的経済単位に関する会計であり、とくに典型的なものは私的企業会計(以後、企業会計という)である。企業会計は、その増殖を目的とした資本投下に基づく企業の経営活動を貨幣額で認識・測定し、分類・記録し、集計・整理して、利害関係者に報告あるいは開示 (disclosure) する。企業会計は、時点的にはその財政状態、すなわち企業に投下された企業資本の在高を、その運用形態 (資産) とその源泉 (二つの持分: 負債と資本) の二側面から把握し、また、期間的には、これらの資産、負債・資本の変動額とその理由を記録し、特に経営成果による資本の増減額 (利益または損失) の発生原因とその額を把握する。

企業の会計情報の開示対象は、個人企業では、資本主、債権者、取引先、従業員、徴税当局等の利害関係者であり、株式会社ではこれらに加えて、現在と将来の株主、消費者、地域住民、投資アナリスト等の利害関係者である¹⁾。

企業会計は、企業の所有し運用する総ての財産を貨幣額で把握し、その持分を明らかにする点、および収支計算ではなく損益計算をする点で、官庁会計とは異なっている²⁾。

企業会計は、企業活動の社会的経済的影響を考慮して、公的な強制力または準強制力を持つ法律、会計諸規則、会計基準、会計慣行等により制度的に規制されている。企業会計の実務は、明治時代から民法や商法による規制の下にあったが、第二次大戦後、米国の証券市場にならいう上場会社の会計情報の開示制度が導入され、現在は、民法、商法、証券取引法、税法等の法律やこれに関連する法務省令、総務省令、企業会

1) FASB, SFAC 1 [1978].

2) 高山朋子 [1991], 114-116 頁。高山朋子 [2002], 33-45 頁。

計基準等によって規制されている³⁾。

今日、会計の投資意思決定への有用性が重視されているが、意思決定への有用性は広義の会計全般に関わっている。意思決定に役立つ会計情報の目的適合性、信頼性、忠実性、不偏性、検証可能性、比較可能性、適時性等は、営利、非営利を問わず広義の会計に必要とされ、適正な会計情報は、結果として社会での希少資源等の適正配分に貢献すると期待されているのである。

2) 会計学の対象

(1) 社会経済と経済単位としての企業

企業は、利益追求のために資本を投下し運用する法的な経済単位であり、財貨や用役を有償で社会に提供している。企業は、一方では、経済社会に対して、独立した意思決定に基づき能動的に活動する経済単位であるが、他方では、経済社会の変動や推移に大きく影響される受動的な経済単位でもある。

したがって、会計学の研究対象には、会計対象である財貨・用役を中心とした企業活動の記録、分類・整理、伝達のための手段、方法、様式等に関する理論の他、社会経済との相互的影響の考察のため、企業と社会経済との関係である会計制度も含まれる。

企業活動は、資本の調達、経営に必要な商品や原材料、生産設備、労働力の調達、生産、販売、利益分配等の過程の連続である。

資本の運動は、経済学では、要約すると貨幣 (M) .. (M') の過程となり、利潤 (Δm) は、 $\Delta m = M' - M$ と計算される。しかし、企業では、殆どの場合、出資 (C) と借入金等の負債 (L) により資本調達をするので、具体的な企業成果としては、負債への利子 (r) 支払後の利益 ($p = \Delta m - r$) が出資者に帰属する。

したがって、企業の資本運動は、下の図1のように表される。

企業活動は連続的であるので、図1の資本運動は、実際には、少しずつ時間的にずれた過程が複合的に重なっている。したがって、企業資本は、時点的に縦に切断してみると、調達過程、生産過程、販売過程、分配過程の総ての過程での運用形態を取っている。すなわち、企業資本の運用形態である資産は、現金、原材料、機械設備、商品、製品、売掛金等であり、その調達源泉は基本的な出資及び稼得資本からなる資本 (自己資本) と負債である。このような企業活動の過程をできるだけ具体的に忠実に貨幣的に反映し記録する方法は、複式簿記を含む会計学の重要な対象となっている⁴⁾。

また、企業の活動は社会経済に大きな影響を与えるので、社会的な影響力の大きい会社ほど大きな会計責任を負い、国の政策等を通じてそれだけ多くの規制を受けることになる。しかし、会計規制は、実際には、企業の自由裁量の要求と社会的規制の要請との妥協の産物として存在しており、必ずしも理論的方法と制度的に認められた方法とは一致していない。このような両

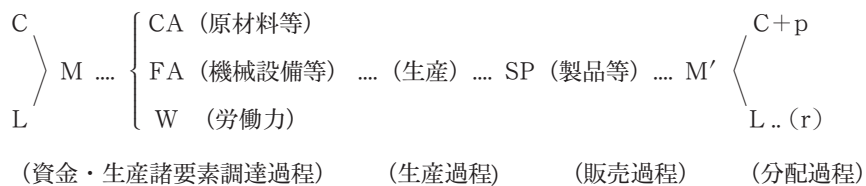


図1 企業の資本運動

3) 高山朋子 [1995].

4) 高山朋子 [1984], 57-67 頁。

者の関係と将来のあるべき会計規制等を研究するため、個別企業の資本循環とそれらを取りまく会計制度との関係が会計学の対象に含まれるのである⁵⁾。

個別企業の経営活動と会計制度の関係を含む財務会計は、主観的な情報を含む管理会計に対して、内部管理にも役立つが、主に企業外部の利害関係者へ企業の財政状態や経営成績についての情報提供を目的としているため、客観性が要請される。会社の経営者は、株主の資本やこれを基礎にした債務により調達した企業資産の運用管理を受託しており、その財務報告の承認によりその受託責任から解除され、この情報開示によって、各利害関係者の利害調整が行われ、資本市場の投資家へ将来の意思決定に有用な情報を提供するのである。

このように企業の財務会計は、外部の利害関係者への報告を中心としており、情報の客観性のため、商業帳簿に基づく真実な財務情報の作成を要請され、会計情報の作成と開示に関しては、多様な制度的規制を受けているのである。

3) 会計学の方法

(1) 帰納法と演繹法

一般的に研究方法として、個々の具体的事象を観察して、そこにある一般的な命題や法則を導き出す帰納法と、最初に命題を前提し、経験に頼らず論理の規則によって必然的な結論を導き出す演繹法とがある。帰納法は特殊から普遍を導き出しとくに因果関係を確定するのに用いられ、演繹法は抽象的命題から具体的方策等を導き出すのに用いられる。社会科学の分野では、この両者の方法による螺旋的な理論的考察が必要である。すなわち、はじめに具体的事象や制度の考察によりそれらに共通の法則や存在理由などの抽象的理論を導き出す。つぎにこの抽象的理論からより具体的事象のあるべき姿を考察し理論的により良い実務や制度を提案する。そ

の提案の適合性は具体的な企業活動と社会関係の考察により判断できるので、現実の実務やその社会的規制等が理論的に考察される。

この点では、会計学の研究も同様である。実際、会計学の対象は、個別の経済単位の活動とこれを取りまく社会経済であり、具体的でかつ複雑な様相を呈している。したがって、理論的研究は、複雑な現実を観察し、そこに存在する共通の事実や法則を見出し、抽象的理論として把握し、この抽象的理論を基礎としてより具体的なより良い方策等を考察していくことが必要である。このような考察は、歴史的な展開との関係で行うことにより、一層視野が広く、深いものとなりうる。

(2) 抽象から具体へ

考察の順序としては身近かな具体的なものから始めるが、しかし、論理の組立や叙述に際しては、抽象的なものから始めるのが一般的である。会計学においても、会計の対象である企業の経営活動および企業と社会経済との関係をまず抽象的に把握し、つぎにより具体的な企業経営の資金調達、原材料や生産設備等の調達、生産、販売等、成果の分配等の活動の実務と制度を考察し、この経営活動の過程を忠実に反映し、貨幣数量的に把握し、記述するより良い理論と方法を考察する必要がある。しかも、投下資本の損益計算に関しては、自己資本の経営活動による成果(利益・損失)を把握するため、具体的に運用資産の持分についての負債と資本の区別が必要である。すなわち、経済学的考察、経営学的考察、そして会計学的考察という抽象から具体へという道筋である。

なお、米国の研究方法の基礎には、実利的行動を重んじ、ある観念の意味と真理は、それを行動に移した結果の有効性の程度によって明らかにされるとするプラグマティズムがある。しかし、この実用主義の立場では、具体的な各問題にいかに対処するかという行動基準が考察されていく結果、理論全体としての論理一貫性は望めなく、したがってピースミール方式になる

5) 高山朋子 [1987], 99-100 頁。

傾向がある。この点では、米国指導の性格の強い国際会計基準にもこの特徴が見られる。

したがって、会計学の研究方法としては、会計と会計学の発展を歴史的に考察し、広義の会計を視野に置き、従来の会計諸理論を検討しながら現実の実務・制度を考察することにより、会計事象を忠実に反映する理論を構築し、今日の会計制度の新たな問題に取り組むことが必要である⁶⁾。

2. 企業会計の基本機能

企業会計の機能は、一般的に利害調整機能と情報開示機能に分けられている。しかし、これらの機能を検討すると相互に関連しており、受託責任の遂行のための調達資金と資産の管理、投下資本の損益管理、会計情報の報告・開示に分けて考察することができる。

1) 調達資金と資産の管理機能

会計は、歴史的にも自己のまたはある特定の経済単位の財産管理の必要性から生まれたが、特に、会計記録とその報告制度に関する発展は、第一には、他者の財産の管理者としての会計責任により、受託財産の在 high、その変動 high とその理由の記録及び報告の必要性、第二には、第一の財産の変動理由の一部を構成する場合もあるが、個々の債権債務関係の備忘記録及びその残 high 報告の必要性、が大きな原動力となっている。したがって、会計は、その誕生の当初から、社会制度的な性格を有しているのである。

私有財産制度の下では、他者の財産の管理を受託したものは、その財産の管理について善意の管理者の義務と、当初の財産の在 high が、その後の経済的活動によっていかに変動したかを、

委託者に対し説明 (account for) し、報告する義務が生じる。これが、委任、受任に基づく財産の受託責任といわれる義務である。その受託責任には、受託財産の管理・保全の義務と、その果実を含めた財産の在 high の変動について説明する会計責任、の二つが含まれている。財産の受託責任は、財産の受託により課され (charge)、その顛末報告およびその承認により解除 (discharge) されるのである。

日本でも民法の第3編債権第2章契約第10節委任では、委任は「当事者の一方が法律行為をなすことを相手方に委託し、相手方がこれを承諾する」ことによりその効力を生じる、としている。そして、「受任者は、委任の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う」のであり、「受任者は、委任者の請求ある時は、何時にても委任事務処理の状況を報告し、又、委任終了の後は、遅滞なくその顛末を報告することを要す」と規定している (第643条-第645条)。これは、民法上の受任者の状況・顛末報告義務であり、広義の会計に共通の財産管理受託責任会計である⁷⁾。

とくに、株式会社と取締役との間の関係は、委任に関する規定に準ずる (商法第254条3項) ことを看過してはならない。

このため企業会計は、私有財産制度を前提とした、他者の財産の管理に対する受託責任会計の一つであり、利害関係者の利害調整に役立つのである。このため、受託責任に基づく簿記は、運用資産の在 high を期首と期末に明らかにし、また、両期間中のその資産や持分の増減とその理由・内訳を明らかにする複記が必要となるのである。

2) 投下資本の損益管理機能

さらに、企業会計における報告義務は、つぎのように、財産管理受託責任に加えて投資の損益管理受託責任の二側面を有している。このこ

6) Gomberg L. [1908], 伊藤正一訳 [1944], 244頁。馬場克三 [1971]。木村和三郎 [1972], 第1篇。内川菊義 [1989], 3-110頁。田中章義 [1980]。高山朋子 [1987], 96-98頁。高山朋子 [2000], 8-10頁。

7) 高山朋子 [2002], 260-261頁。

とは、企業の持つ二側面（財・用役の提供を利益獲得のために行う）から生じるものであり非営利会計にはない。

他者の財貨受託→→財産管理受託責任→→代理人簿記、

官庁会計、企業会計等

営利活動→→損益管理受託責任→→企業複式簿記（企業会計）

しかも、営利目的の生産経済単位である企業の会計では、投下資本の内の自己資本の経営成果である損益計算のために全所有財産（資産）を貨幣で統一的に把握する。株式会社では、単なる財産受託とは異なり、営利目的のために運用先を変更しうる企業資産を受託しており、資産管理の他、その資金源泉である負債と資本の管理も含まれる。このため、総資産の在 high とその持分（資本と負債）の時点的な複記である貸借対照表を必要とする。また、自己持分である自己資本の損益計算のため、総資産及び持分の増減とその理由・内訳の期間的な複記である記録が、時点的な複記と組織的に連関する企業複式簿記を必要とするのである⁸⁾。

すなわち、企業会計の計算構造では企業の損益計算をその原因分析をしながら行うためには、ある時点の財政状態とある期間中の損益計算とは有機的・組織的に完全に連携しなければならず、完全なる複式簿記すなわち企業複式簿記による記録が最も適合的となる。企業複式簿記における複記は、資産・持分の期間的変動とその理由の複記と、資産の時点的在 high とその持分（最終帰属関係としての負債と資本）の複記との複合形態であるからである。この投下資本の損益管理機能も営利企業における受託責任に関わるものであり、また、損益分配時の利害関係者の利害調整に役立つのである。

3) 会計情報の報告・開示機能

証券市場の発展と企業資本の調達を資本市場で株式や社債の発行により行う会社の増大に伴

い、証券市場における投資家の意思決定に有用な情報提供を最重要目的とする会計理論が普及してくる。しかしながら、上に見たように受託責任に報告・説明義務が含まれており、その情報は財産管理、損益管理に関する意思決定に役立っている。資本市場での情報開示は、この会計責任の対象と情報量を拡大したものであり、上の二つの機能と別個に生まれるものではなく、上場会社としての社会的責任の拡大に基づき制度的規制により発展したものである。投資家の意思決定に有用な情報提供の視点は、広い意味での上場会社にのみ適用されるのであり、総ての企業に関わるものではないのである。

1966年のアメリカ会計学会（略称AAA）の『基礎的会計理論』（略称ASOBAT）によって、会計とは「情報の利用者が事情に精通して判断や意思決定を行うことができるように経済的情報を識別し、測定し、伝達するプロセスである」と広義に定義されて以来、投資家の意思決定に有用な情報提供は会計目的論として支配的となってきた。ASOBATは、会計目的として、1) 限りある資源の利用に関する意思決定、2) 組織内の人的、物質的資源の効率的な指揮、統制、3) 資源の保全、管理についての報告、4) 社会的機能および統制への役立ち、を挙げている。また、会計諸方法の容認の可能性を判断する基準として、(1) 目的適合性 (Relevance)、(2) 検証可能性 (Verifiability)、(3) 不偏性 (Freedom from bias)、(4) 数量化可能性 (Quantifiability) を挙げている。

さらに、1977年のAAAの外部財務報告の概念と基準委員会の『会計理論及び理論承認』により、意思決定有用情報提供論はさらに確固としたものになる。ここでは、財務会計の目的は報告実体に関する経済的データの組織的提供にあるとし、現在最も普遍的な会計理論への接近法は意思決定モデル接近法であり、「ある特定の利用者グループに対して目的適合性を持つ情報を提供する手段を探求する」と述べている。

そして、財務会計基準審議会（略称FASB）

8) 高山朋子 [2002], 41-45頁, 58-61 頁。

の財務会計概念ステートメント第1号-第6号(1978-85年)では、意思決定に有用な会計情報の提供をより一層強調し、その財務報告の目的として、経済資源(economic resources)の適正配分に有用な情報、特に将来のキャッシュ・フローの予測に有用な情報の提供を挙げている。会計情報の有用性は、ベネフィットとコストを考慮し、目的適合性と信頼性が基本基準であり、目的適合性のためには適時性が、信頼性には検証可能性、表現の忠実性と中立性が必要な要素であり、全体として比較可能性(首尾一貫性)が充たされることとして、会計情報の質的特質を階層的に図式化して説明している。ここでは、財務報告の基本目的は、営利企業では、情報利用者の合理的な投資、与信とこれに類する意思決定に有用な情報、非営利組織では、非営利組織体での資源の配分の際に合理的な意思決定に有用な情報、の提供とされている⁹⁾。

このような意思決定目的を強調する会計においては、収益費用観より資産負債観に基づく利益計算、情報の目的適合性や適時性等が重視され、経営者の将来の見積もり予測情報の比重が増大しており、情報の信頼性や客観性が軽視される傾向が指摘できるのである。

しかし、株式や社債等への投資意思決定の場となる証券市場は、まさに社会の信用制度の最上部を構成しており、その下部構造としての金融機関による銀行信用、商人間の商業信用、民間の信用の安定性が不可欠である。その信用の安定性の基礎は受託責任にもあるのである。したがって、証券市場への会計情報の作成・開示等の規制を行う証券取引法は、その下部構造として、商法特例法、商法会社編、商法総則、民法等の階層的法的規制体系の最上部に位置付けられるのである。その信用構造の基部を構成す

る受託責任がないがしろにされ、主観的あるいは虚偽の情報ばかりが開示されるようになると、米国で発露したエンロン事件やワールド・コム
の破綻のように、証券市場そのものを揺るがせることになるのである。

しかも、証券市場は資本市場のグローバル化の中で、証券監督者国際機構による国際会計基準の後押しにより、会計基準の国際化を推し進めている。このため、欧州連合(EU)の加盟国も、2005年度から上場企業7千社の連結財務諸表について国際会計基準を適用すると決めており¹⁰⁾、我国の会計制度の国際化に拍車をかけているのである。このような動向の中で、目的適合性が信頼性より重要視されつつあり、国際会計基準が会計情報の客観性、信頼性をいかに保持するのかが検討する必要がある。

3. 時価情報と開示制度

資本市場のグローバル化の中で、日本の企業会計基準の国際会計基準との調和化による明瞭で透明な財務情報の開示が要請され、金融商品の時価会計、固定資産の減損会計までが制度化された。現在、国際的には将来予測に有用な時価情報の一層の開示要請に基づき、資産・負債の評価損益を含めた包括的業績報告書が一つの議論の焦点となっている。

1) 金融商品の時価評価

金融商品の時価評価論の中心は、金融商品を他の資産と区別して時価評価をし、その評価損益の一部を損益計算書に、他の一部を資本の部に計上する、というものである。国際会計基準(IAS) 32「金融商品：開示と表示」では、「金

9) 馬場克三 [1975], 第3章, 第8章。岡本愛次 [1977], 56-117頁。AAA [1966], 飯野利夫訳 [1969], 1-12頁。AAA [1977], 染谷恭次郎訳 [1980], 1-113頁。FASB, SFAC 1 [1978], SFAC 2 [1980]。高山朋子 [1991]。

10) 但し、IAS 32, IAS 39を除いており、より現実的な内容にするように検討を要請している。仏国のシラク大統領も「企業収益の変動を大きくし、欧州経済の安定性を損なう」として金融商品の時価評価に反対している(日本経済新聞, 2003年7月17日)。

融商品とは、一企業の金融資産と、他企業の金融負債または持分証券との両方を発生させる契約である¹¹⁾。また、IAS 39「金融商品：認識と測定」がその評価方法を具体化している。これらにならい、企業会計審議会は「金融商品に係る会計基準」(1999年)を公表し金融商品の時価評価が制度化した。その概要を有価証券の評価を中心に検討しよう。

(1) 金融商品に係る会計基準の現状

この基準では金融資産とは、現金・預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公社債等の有価証券、並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引(以下、「デリバティブ取引」という)により生じる正味の債権等である。また、時価とは、公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又はその指標その他の相場に基づく価額(以下、「市場価格」という)を指す。市場価格のない場合には合理的に算定された価額とされる。

これらの金融商品は、債権、有価証券等、金銭債務に区分され、それぞれ異なった方法で取扱われる。とくに、有価証券等とデリバティブ取引により生じる正味債権については次のように異なった方法で処理される。

- ① 売買目的の有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とし、その評価損益は、損益計算書に計上する。なお、デリバティブ取引により生じる正味の債権・債務も原則として、同様の処理をする。
- ② 満期保有目的の社債その他の債券は、取得原価で評価する。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合には、両者の差額が金利調整と認められるときは、償却原価法に基づき算定された価額で評価する。

③ 子会社株式および関連会社株式は、その取得原価で評価する。

④ 上記以外のその他有価証券は、時価評価するが、評価差額は、洗替方式でつぎのいずれかの方法で処理する。イ) 資本の部に計上する。この場合、税効果を調整の上、資本の部において他の剰余金と区分して記載する。ロ) 評価増となる差益は資本の部に計上し、評価減となる差額は当期の損失として処理する。

⑤ 市場価格のない有価証券については、社債その他の債券は、債権の処理に準じて処理し、それ以外のものは取得原価で評価する。

⑥ 但し、②③④の証券のうち、市場価格のあるものについては、時価が著しく下落した時には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価評価し、評価差額は当期の損失として損益計算書に計上する。市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時は、相当の減額をし、評価差額は当期の損失とする。

なお、運用目的の金銭信託については、この基準によるその構成物のそれぞれの評価額の合計額で評価し、評価差額は当期損益とする。

また、ヘッジ会計(ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一会計期間に認識して、ヘッジ効果を会計に反映させる)も条件付きで認められている。

なお、金銭債務については、一般的には市場がない場合が多く、市場性があっても、時価による清算には事業遂行上の制約があるとして、この基準では、時価評価の対象から除外して債務額で評価している。しかし、IAS 39では、売買目的とデリバティブに係わる金融負債は公正価値で評価するとしている¹²⁾。

しかし、負債が第三者への将来便益の流出であり、同時に契約や社会的義務に基づく他者持

11) IASC, IAS 32 [revised 1998], par.5.

12) IASC, IAS 39 [revised 2000], par.93, par.103.

分であることを考慮すれば¹³⁾、制度的債務額がより重要であり、その時価評価額は、単に管理会計的な財務情報として、もし必要なら、注記程度で情報開示すれば良いと考えられる。

(2) 金融資産のみの時価評価論の問題点

この会計基準では、評価損益に関して、金融資産等について部分的に時価評価しているにすぎず、金融資産の評価基準が不統一になり会計理論上の論理整合性を欠くと同時に、金融商品以外の資産の時価情報開示を不要とする根拠は明確にされてはいない¹⁴⁾。したがって、貸借対照表の時価評価による透明な財政状態の開示には至っていない。

また、損益計算書に一部の未実現評価損益が含まれ、損益計算の論理も不整合になり、かつ、貸借対照表の資本の部に損益計算書を通さない一部の評価損益差額が直接計上され、いわゆるクリーン・サープラスにならない¹⁵⁾。この点は、財務諸表の明瞭性を損ない、信頼性に大きな影響を与える問題といえる。

さらに、金融資産について、売買目的のものとその他の有価証券に分け、異なる処理をすることは、企業に恣意的な区分替えによる「益出し」操作の可能性を与えており、多くの批判を浴びている。したがって、恣意的な区分替えによる操作を防ぐために、保有目的に関係なく、総ての金融商品（負債を含む）を公正価値で評

価し、その評価損益は総て損益計算書に計上する案が、IAS 39の改定案の中で検討されている¹⁶⁾。このような取り扱いは統一的処理としては良いが、しかし、未実現損益を直接に損益計算書に計上する点では、後に述べる市場と個別企業の関係との理由で賛成できない。

実際に、為替市場や証券市場の変動の大きい今日、業績評価に有効であるとしてある期に資産の評価益を計上し、翌期に新原価に基づき市場下落による前期評価益分に加え新たな評価損を増幅して計上することは、毎期の業績評価を上下に大きく変動させ、投資家の判断を混乱させる要因となる。すなわち、絶えざる変動の中で、金融資産の「評価益は可逆的」で、次期に評価損失になりうるものであり、金融資産の評価損益を、実現損益と同質のものと見なすのは危険である。

したがって、一部の金融資産のみの時価評価と評価損益の損益算入の論理は、現実の企業の経営成績を真実に写すものとはならず、会計情報の透明性を追求するならば、他の資産についても時価評価の情報を提示すべきであると考えられる。この点について、英米では、既に両者の相違を一部認識し、区分処理する包括損益計算書等の検討がなされている。

(3) 金融資産のみの時価評価の根拠

その上、金融資産に限定した時価評価会計では、なぜ金融資産と他の資産とを区別する必要があるのかという疑問が生じる。

この点については、一般に、実現概念の拡大による見解と金融資産の契約的性格から説明されている。金融資産の市場価格の存在が、いつでも売れるということを保証しており、実現したのと同じであるから、時価評価し、その評価損益を実現利益と同じに処理すべきとするので

13) 柴健次 [2002], 117 頁。なお、金融商品の中には負債か資本か区分が困難なものが在り、議論されている (徳賀芳弘 [2003], 18-23 頁)。

14) 辻山栄子 [2001] は、投資意思決定の前提となる企業価値評価における会計情報の役割に焦点を当てて、「決定的に重要なのは、利益というフローの情報であって、資産・負債の評価額というストックの情報ではない。より端的に言えば、事業投資の評価にとって、設備等のストックの時価評価額は有用な意味をもたないのである」と述べている。しかし、この視点は、利害調整機能や合併時等のストックの時価情報の有用性を考慮せず、一面的であるといえる。

15) 高山朋子 [2002], 126-134 頁。

16) IASB, Insight [April 2003], p.13. なお、負債をも含めて公正価値で評価することには、多くの負債を償却原価法で処理している保険会社がとくに反対している。

ある¹⁷⁾。しかし、包括的損益計算書の議論と米国証券市場のバブル崩壊以後、個別企業にとって時価による評価益と実現利益とは同じではないことが再認識されたのではなからうか。また、金融資産・負債は「契約上の権利・義務」であるから時価評価すべきであり、非金融資産・負債は「非契約上の関係」にあるから原価評価すべきであるとする見解がある¹⁸⁾。なぜなら、契約によるキャッシュ・フローは公正価値で測定され、非金融資産の原価を超える期待・非契約キャッシュ・フローは、変換・実現の過程によりその権利を持つまで一般に認識されないからであり、この区別による評価の違いは、経済的属性の相違に基づくので、何ら「非整合性」とはならない、と説明されている¹⁹⁾。しかしながら、なぜ、契約上の関係にあれば時価評価すべきなのか、必ずしも説得的ではない。M&Aやある部門のスピン・オフとが日常的に行われている中では、投資資産の時価情報は、重要な意味をもつのである。この金融負債に関しては、IAS 39では、売買目的とデリバティブ以外のものは契約に基づくものでも、公正価値ではなく償却原価で評価することとしており²⁰⁾、論理一貫していない。

さらに、有価証券に投下された資本運動の特性から区別する見解がある。石川純治は、「実物経済の会計」と「金融・証券経済の会計」を区別し、その資本運動が異なるので別枠で会計理論を再構成すべきではないかと述べ、なぜなら「有価証券に代表される『擬制資本』の運動は...『現実資本』の運動の外で単に価格差を

求める運動にすぎない。」と述べている²¹⁾。

しかしながら、有価証券に投資された資本は、流通市場としての資本市場では、企業の生産・販売過程における現実資本の運動とは係わりないとはいえ、有価証券を所有する企業では、棚卸商品等と同じく現実資本の一部であることには変わりがない。また、発行市場としての資本市場からの資金は、企業の設備投資等の現実資本に投入されているのである。したがって、実物経済と金融・証券経済の区別による資産の評価基準の区別は適正ではないといえる。また、証券価格は、基本的に、この現実資本の生み出す利益からのキャッシュ・フローを反映した資本還元計算を中心にして形成されていることを看過してはならない。したがって、その価格変動は、「単なる価格差」というべきものではない。証券価格の変動は、証券バブル期の異常な投機的売買によって生じる価格差を除き、証券発行会社の将来の業績や市場利子率等の見積もりを基礎にして、他の経済、政治情勢等の将来の見通しを加えて、擬制資本の価格変動として生じているのである。

2) 固定資産の減損会計

しかも、金融資産のみを時価評価すれば、それで投資家の判断に有益な情報を提供できるという見解は、減損会計の導入によってその欠陥が明らかとなっている。

米国のFASBのFAS 144「長期資産の減損または処分会計処理」では、保有し使用する固定資産と処分予定の長期資産について、事情や環境変化が資産の繰越額が回収可能でないと示す時には、減損を検討するとしている²²⁾。事業用固定資産については、資産の市場価格の著しい下落等があるような場合には、減損テストを行うことになる。減損テストとは、使用中の固定資産については、その使用期間中と廃棄時

17) 斎藤静樹 [1998], 6-8頁。斎藤は、「いつでも自由に換金される投資なら時価の変動は実現した成果」と述べ、「企業価値の評価に果たす役割」では、「金融投資に限って言えば、投資家に必要なのは現時点におけるストックの時価である」と述べている。

18) 坂本道美 [1997], IASC, IAS 32 [revised 1998], par.5.

19) 大塚宗春 [2001], 28頁。

20) IASC, IAS 39 [revised 2000], par.93.

21) 石川純治 [2000], 4-6頁。武田隆二 [2001]。

22) FASB, SFAS 144 [2001], par.7-8.

の資産からの割引前の将来のキャッシュ・フローを推定し、簿価と比較することであり、前者が簿価より小さければ、公正価値まで減損処理をする。公正価値とは、自発的な当事者の間における現在取引での通常の売買金額であり、市場価格または入手可能な最善の情報による推定を含めた測定値である。減損処理後は切離法により公正価値が新原価となり、これに基づき償却をし、減損額は、税引前の継続営業損益の区分に計上する。これらの会計処理は、あくまでも取得原価主義の枠内のものであるとされる²³⁾。

IASCのIAS 36「資産の減損」では、資産の簿価と回収可能額（＝資産の正味売却可能額と使用価値のいずれか高い額）を比較し、回収可能額が簿価より低ければ、回収可能額まで減損処理を行う。この場合の使用価値とは、「資産の継続的使用と耐用期間末処分時の見積もり獲得将来キャッシュ・フローの割引現在価値」である。割引利率は、「貨幣の時間価値とその資産の固有のリスクを反映した利子率」である。この減損額は当期の費用とする。ただし、過年度分の再評価額は再評価剰余金勘定で処理する。また、減損処理後に回収可能額が上昇した場合には先の減損額を簿価までの額の範囲で戻入する²⁴⁾。

日本の企業会計審議会は、2002年8月9日、[固定資産の減損に係る会計基準]を公表した。この減損会計基準によると、固定資産からの営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナス、またはその見込みの場合、あるいは市場価格が50%以上下落した場合等の場合に減損の兆候ありとし、減損テストをする²⁵⁾。減損テストでは簿価と固定資産からの割引前の将来のキャッシュ・フローとを比較し、減損処理後の回収可能額の上昇については切離

法を適用するという点で米国型の方法を採用し、評価基準では回収可能額まで減損処理をするというIAS 36の方法を採用している。

減損会計の導入の理由は、収益性の著しく低下した資産がその価値を過大表示し、損失を将来に繰延べているのではないかという疑念に対して、その回収可能額を明瞭に示すことにある、としている。しかし、回収可能額が上昇している情報は明らかにせず、透明な財政状態の情報開示という点からは不十分である²⁶⁾。

しかも、この減損会計処理をめぐっては、将来キャッシュ・フローの見積もり、その現在価値の計算に必要な割引率の選択、減損を認識する資産のグルーピングの方法等の恣意性や主観性に伴う多数の問題点が指摘されている。

なお、減損会計の導入時期については、原則として2005年の4月から開始される会計年度

26) なお、土地の時価については、「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日、1999年改正、2001年改正）の施行以来、2年間の時限立法で、商法特例法の対象会社と信用金庫等の事業用土地に限り、再評価を認め、その評価益を負債に計上させていた。翌年には期間を1年延長し、評価益は、負債に計上する税負担分を除いて、資本の部に計上させることになった。この土地の含み益の計上により、有価証券の評価益の減少によるBIS基準の自己資本率減少を補充し資本増強を図る目的で、主に銀行がこの法による時価評価を行った。2001年度は、さらに期間を一年延長し、商法上の大会社に加えて公認会計士の監査を義務付けられている総ての会社を対象を拡大した。2001年3月末までに大部分の銀行を含む200社以上が土地の再評価を実施している。その多くは、土地の評価益を不良債権の償却や退職給付債務の一括償却による特別損失の相殺に利用している。

その一方で、販売用不動産について取得価格より50%以上下落した場合に土地の含み損失計上を義務付け、また、投資不動産等への減損処理が導入された。これらは評価損のみを問題としているとはいえ、金融資産にのみ時価情報開示を限定する会計論理の欠陥を露呈している。

土地等の時価は、その評価見積もりが困難であり概算的にしか把握できない場合でも、それを評価損益として実現損益と区分処理するならば、有益な情報として利用可能であろう。

23) 辻山栄子編著 [2003], 230-241頁。

24) IASC, IAS 36 [1998], par.6-119, 醍醐聰 [2000], 今福愛志・田中建二 [2001]。なお、2002年5月に「修正IAS 36」の公開草案が出ている。

25) 企業会計基準委員会 [2003]。

から適用されることになっているが、早期適用も認められており、一方では減損処理を行える余裕のある企業で実施し始めており、他方では大きな影響を受ける不動産業界等の政財界の適用延期論が繰り返し新聞紙上に見られている。

この減損会計については、耐用期間不定の無形固定資産の回収可能額とグッドウィルは毎年減損テストをすることが必要であるというIAS 36の改正案が検討されている²⁷⁾。

3) 包括的業績報告書

資産の評価損益の情報開示は伝統的には低価法で処理されて、評価損は認識・計上されるが、評価益に関しては開示されてこなかった。しかし、現在、会計情報の透明性のためにその時価情報の開示が要求されてきており、英米等では、総認識利得損失概念や包括的損益概念を利用し、評価損益を実現損益とは峻別して開示する方法が標準化あるいは検討されてきた。

一般的に、資産の評価損益をいかに把握するかという問題は会計の基本問題である資本維持の概念に深くかかわっており、FASBのSFAC 6「財務諸表の構成」における資本維持の概念では、財務的資本概念 (financial capital concept: いわゆる名目貨幣資本維持概念) は伝統的見解であり、また一般的に現在の主な財務諸表の資本概念である、としている²⁸⁾。包括損益とは、「出資者以外の源泉からの取引、その他の事象および環境要因から生じる一期間の営利企業の持分変動」である。「包括的利益は、この財務的資本への一つの報酬である。」と述べている²⁹⁾。

(1) 英米の包括的損益計算書

包括的損益に関して、英国の会計基準審議会 (ASB) のFRS 3「財務業績報告」(1999年)

では、「総認識利得損失計算書」が損益計算書と共に要請されている。この総認識利得損失計算書に計上される利得・損失は、「継続的保有の資産及び負債に関する利得・損失」である。それ以外の利得・損失は、損益計算書に計上される。ここでは、金融資産に限定しない総ての資産・負債の評価損益を計上することを目的とし、総ての時価情報を対象としており、とくに、有形固定資産、長期金融資産、負債、年金コストについて有効な情報を提供できるとしている。ただし、計上区分の線引きでは、経常損益と長期保有資産・負債評価損益との区別が、実現・未実現の区別より重要であるとしている³⁰⁾。

米国のFASBのSFAS 130「包括利益の報告」(1997年)では、当期包括損益の構成要素が総て認識時点の期間の財務諸表において報告されることにより、財務諸表の利用者が企業活動とそのキャッシュ・フローを評価するために、株主以外との取引から生じる総ての持分変動を把握することが可能とされている。ここでは、当期包括利益は、「当期純利益」と「その他の包括利益」に分けられるが、その差異は、損益の認識・測定の違いによる。当期純利益は原価主義で行われ、その他の包括利益は、時価主義で認識される³¹⁾。

当期包括損益の報告様式としては、(1)損益計算書に包括損益計算の区分を付加する、(2)独立した包括損益計算書を作成する、(3)株主持分変動計算書で包括損益を報告する、の三方法が認められている。実際の多くの企業実務では、(3)の方法により、当期純利益にその他の包括損益を加減して報告されているようである。

この包括損益計算の場合に、評価損益を一旦、包括利益に計上したものを、その実現時に包括

27) IASB, Insight [Jan.2003], p.8.

28) IASC「財務諸表の作成と報告のための枠組み」(1989)では、多様な資本概念と資本維持を認めている。

29) FASB, SFAC 6 [1985], par.70-72.

30) ASB, FRS 3 [amended 1999], par.27, par.35-36, 岩崎勇[1998], 辻山栄子 [2000], 石川純治 [2000]。なお、この2つを統合する包括損益計算書の検討が、IASBとの協議の下で進行している。

31) FASB, SFAS 130 [1997], 川村義則 [1998], 岩崎勇 [1998], 石川純治 [2000], 辻山栄子 [2000]。

利益から控除して損益計算書に計上するか、すなわち評価利益のリサイクルを行うか、行わないかの議論がある。私見では、評価損益は分配可能利益に入れず資本の中の評価差額準備金として処理し、実現時に評価差額準備金から振替で損益計算書の実現損益として処理する方が良く、また、自動的にリサイクルが可能になると考える。

(2) IASB の業績報告書をめぐる提案

1997年7月改正のIAS 1「財務諸表の報告」は、1組の完全な財務諸表の構成部分として、貸借対照表、損益計算書、株主持分変動計算書³²⁾、キャッシュ・フロー計算書、会計政策と注釈書、を挙げている。株主持分変動計算書では、固定資産、投資対象、外貨換算の3項目の評価損益についての評価損益を合計し、当期純利益と加減して、総認識利得損失を表示している³³⁾。したがって、包括損益は、実現損益とは区別しながら金融資産以外の評価損益を含めて、損益計算書以外の独立した株主持分変動計算書で開示させていた。

しかし、1999年8月のIASBのG4+1の草案「財務業績の報告」³⁴⁾では、損益計算書自身を評価損益をも含む内容に三区区分し、営業活動、財務活動、その他の利得損失に分けている。その

他の利得損失は、営業活動以外で、非反復的、保有目的、価格変動等の外部事象の結果生じるもので、外貨換算調整額、固定資産の再評価と処分損益が挙げられている。また、実現時に、利益を損益計算書の純利益に振替るリサイクルングについて、支持しないとしている。その理由は、実現、不確実性の確実性への転化、純利益の優位性のいずれの根拠にも正統性はない、とするからである。

さらに、IASBを改組したIASBは2003年第4四半期にも業績報告書に関する公開草案を公表しようとしており、翌年には基準とする予定である。この案では、フローに関する報告書としての損益計算書、株主持分変動報告書、キャッシュ・フロー計算書を、包括的な業績報告書に総括し、包括利益とその構成要素の予測に関して予想価値を最大化しようとしている。このための英米との暫定合意による業績報告書の様式はマトリックス形式で、経営活動を営業と財務に縦列の上下に分け、それぞれをコラム1とコラム2に横列に分け、最終的に総合計の業績として包括利益が表示されている。追加のコラム2は、グッドウィルの減損や土地の再評価、金融商品の市場価格変動等によって生じる資産・負債からの利得損失を補足するためのものである。たとえば、固定資産の価値変化は、減価償却、減損、再評価、処分損益に分けられるが、減価償却はコラム1に、後の3項目はコラム2に表示して区別できるとしている³⁵⁾。

この包括利益は、資産・負債の期間評価差額であり、これを重視する根底には、辻山栄子によると、経営者の裁量により歪められ易い純利益より、「市場の評価によって導き出されるストックの時価評価差額のほうがより明確で客観的な情報になりうるという発想が横たわっている」のである。しかし、「資産・負債の評価基準が一義的には定まらない中で、包括利益によって業績の外延を定めようとする考え方にはむり

32) この株主持分変動計算書は、1)株主持分の総変動計算書、または2)株主との資本取引あるいは分配以外の原因による株主持分変動計算書のいずれかとされている。IAS 1の付録では、二つの株主持分変動の報告方法が例示されている。

(2)のその他の持分変動報告書は、固定資産、投資対象、外貨換算の3項目の各評価損益を合計し、当期純利益と加減して総認識利得損失を表示し、その株主との取引による持分変動の内訳は脚注で表示している。

なお、IASB、IAS 16 [revised 1998] では、原初認識後の取得原価評価の代替方法として公正価値に基づく評価を認め、その評価益は再評価剰余金、評価損は費用処理する (par.28-38)。同様の代替処理は、IAS 38 [1998] でも認められている (par.63-77)。

33) IASB、IAS 1 [revised 1997], par.7, par.86.

34) IASB、G4+1, Position Paper [1999].

35) IASB, Insight [Oct.2002], pp.10-11.

がある」³⁶⁾といえる。

すなわち、ここには資産負債観によるフローの把握の致命的な問題が存在するのである。収益費用観に基づく費用配分による恣意性を排除し、より厳密な損益計算のために主張された資産負債観に基づく損益計算は、資産負債の評価次第でより主観的で脆弱な計算になりうるのである。意思決定に有用な情報提供という主張は、いまや、複式簿記に基づく記録を基に受託責任を果たすという機能を看過する危険に直面しているといえるのである。しかも、ここでは、コラムの細分類として実現損益と未実現損益等の区別もありうるとして、両者の区別は曖昧になっている。

4. 開示偏重の問題点

1) 受託責任の軽視

以上に検討したように、金融商品の時価評価損益は市場の時価を中心とした公正価値により把握され、減損会計では、資産から生じる見積もり将来キャッシュ・フローの割引現在価値によって回収可能価額は主に把握される。国際会計基準による業績報告書では、時価評価による期首の純財産と期末の純財産の比較により当期の業績を計算し、これまでの実現基準による当期純利益（純損失）の項目を消去しようとしている。その関心は、単に結果としての自己持分の変動のみとなっており、企業経営の努力と成果としての理由分析は全く軽視されている。このような短期的で投機的目的への情報提供への動向では、複式簿記による期間中の取引の記録さえ重要性をもたないかあるいは不必要なものとして位置づけられかねない。このことは、会計の基本機能である管理や利害調整に関わる受託責任を全く無視しているといえる。

しかし、受託責任を果たすということは、歴

史的にも社会での会計の発展を支えてきた基本機能の一つなのである。資本市場における投資家の意思決定に有用な情報提供機能を重要視するあまり、会計の最も基本的な機能を見失いかけているといえる。これを防ぐため、仏国では、受託責任に基づく現実資本の企業会計と擬制資本たる証券市場での情報開示方法である連結会計を分離している。

この点に関して、津守常弘は、経済における現実資本と擬制資本への資本の二重化を指摘し、経済における擬制資本の重要性の拡大により、貸借複式簿記による記録に基づく「会計計算原理への『公開原理』の侵入」現象が生じていると指摘する。しかし、現実資本を土台にして擬制資本が存在しており、両者は「乖離と不可分の関係にある」のであり、この意味で、「記録の重要性を再確認することが不可欠である」。したがって、会計数値が「主観的・相対的な性格を帯びざるを得ないにもかかわらず」、同時に「客観的・絶対的性格」を兼ね備えているがゆえに、認識・測定次元でのハード・システムとしての複式簿記の会計での位置付けはきわめて重要である、と述べている³⁷⁾。

会計の5千年以上の歴史を眺めれば、受託責任をないがしろにした会計はあり得ないのであり、この会計の機能とのかかわりで客観的な記録を保持する複式簿記がこれまで重要な役割を果たしてきたのである。この意味では、資本市場向けの連結会計情報を別枠のものとする 것도検討されるべきかもしれない。

2) 評価損益の主観性

また、個別企業の社会経済の中の1単位としての性格により、資本市場での価格変動は、個別企業にとっては外部要因であり、制御できるものではなく、また、その資産の売却・決済までは、その実現損益は、期末の評価損益とは一致するわけではない。すなわち、市場価格があ

36) 辻山栄子 [2002], 115頁。ASB [2002], pp.21-54.

37) 津守常弘 [1995], 32-36頁。

るとはいえ、決算時の一企業の有価証券の評価損益は、実現するまでに投機等の作用により時々刻々変動し、売却により実現する時点での損益とは異なる。したがって、実現利益との区別なしで報告できる利益ではなく、処分可能でもない。しかも、会社間の相互持合株式の「買い上げ機構」の創設により、持合株式の一斉売却時の市場価格での実現不可能という現実を明らかにしている。結局、評価益に関する実現問題は、時価評価論の論理とは別途に、課税対象や配当可能利益に算入しないという法的あるいは経済措置により調整するという論理不整合を生じさせている。

さらに、現実の市場は、理論前提となる抽象的な完全市場でも完備市場でもなく、市場価格は、投機等の作用もあり絶えず変動し、必ずしも理論的で適正な価格を常に反映するものではない。それゆえ、市場価格のない場合の種々の仮定や予測による評価テクニックで計算される公正価値については、主観性の強いものになる危険性が指摘される³⁸⁾。

したがって、評価損益と実現損益の無区別の見解は、現実の企業経営における会計の思考ではなく、企業の金融資産の割合の増大化という財務構造の変化と米国と欧州の資本市場の長期的なバブル経済の中で、平均的な利益を挙げる企業を想定した、抽象的なマイクロ経済学の視角や、金融投資アナリストの短期的投機的な発想に基づいているといえる。そこでは、総て利子計算に基づく抽象的な経済学と具体的に個別のリスクを負って活動する企業の損益計算に関わる会計学の理論との混交が見られ、理論と現実の差異を投機的売買差額の獲得機会として理解しているようにみえる。

先に検討した金融資産にのみ時価評価による損益計算を認める論拠にも、擬制資本と現実資本の把握の次元での混同、資本市場での証券価格と個別企業の実現価格との混同、すなわち、

総経済の視点とその中の1単位としての個別経済の視点との二重の混同、および完全市場を前提とする抽象理論と現実の混同がみられる。この抽象的経済理論と個別企業の会計理論の混交は、ある意味では「投機家のための会計」へと傾斜しているのである³⁹⁾。しかし、将来の資本市場の大きな変動の中で信頼性のある客観的会計情報の重要性が再認識され、また企業収益に基づく株価形成への修正傾向が生じてくれば、両者の決別が必要となると思われる。

3) 不透明な財政状態開示

現在の金融資産の時価情報の開示と一部の評価損益の損益計算書への計上は、取得原価主義と一部の時価主義の並存となっており、不透明な財政状態の開示と会計処理上の論理不整合性の誇りは避けられない。また、資産負債アプローチの提案の際に強調されていた利益の「硬度」が無視され、主観の評価に陥りやすく、客観性を損ね、財務諸表に対する信頼を揺るがす恐れがあるといわざるを得ない。しかも、利害調整機能の中核にあった実現利益としての利益概念を変化させる要因となっている⁴⁰⁾。

したがって、現在の金融商品に限定した時価評価や減損会計は、米国を中心とした証券バブル経済の中で、短期的視点での過渡的な措置としての会計政策に過ぎないといえる。このような、論理整合性のない部分時価評価会計は、企業会計情報の論理一貫性、信頼性等の視点から、近いうちに再検討されることになると思われる。

今後のより透明な企業会計情報の開示のためには、資本維持の概念を明確にし、営利企業のための理論的会計計算構造から考察した長期的な視点での時価情報開示制度を検討する必要がある。

38) IASB, Update [June 2003], P.4.

39) 高寺貞男 [2002], 144 頁。高寺は、「会計システムの発生主義から現在価値会計への変換は会計機能の企業家または「投資家のための会計」から投機家のための会計への転換をとまっていると理解される」と述べている。

40) 徳賀芳弘 [2001], 60 頁。

ある。時価情報に基づく真実な財政状態の開示と統一的な評価のためには、総ての資産の評価損益を開示し、しかも実現損益と評価損益を峻別する情報提示を可能にする財務諸表の構造の検討が必要である。

この点に関する長期的な視点での評価損益の開示法について、取得原価に基づく損益計算と評価勘定による資産の時価表示及び評価差額準備金の増減で評価損益を処理する方法として、包括的な貸借対照表と損益計算書の試案を既に提案してあるので、検討の対象として戴ければ幸いである⁴¹⁾。

なお、試案の利点は、受託責任に基づく会計責任機能との関わりで名目貨幣資本維持の見解に立ち、総ての資産の時価と保有損益の情報開示を貸借対照表と損益計算書で表示し、取得原価による記録を継続的に維持しながら、包括的で客観的な損益計算が可能になり、また、純財産すなわち自己資本の増減の原因分析、未実現利益と実現利益の区別が可能になる。しかも、処理手続きの簡単なことから、実務的にも実現可能性がある。

そのうえ、貸借対照表の時価情報の開示を、利害関係者の利害調整に関わる分配可能損益と区別することにより、時価評価による困難な問題は殆ど解消することになる。評価損益は、あくまでも絶えず変化する市場での実現前の時価評価であり、もし売ればという仮定に基づく蓋然的な性格のものであると、一般的に認識されるであろう。総ての資産の時価を評価勘定で期末に表示し、透明な財政状態を開示すると同時に、その変動である評価損益を期間的な未実現利益の発生として明示することができれば、実際の資産売却時の保有損益の実現による「益出し」は、未実現損益の実現損益への単なる財務政策上の換金処理の結果として表示されうる。

このような資産の時価及び保有損益の表示は実質的な資本利益率を把握するのに不可欠であ

り、企業間競争の中での経営管理のため、投資家保護のために将来の業績予測に関わる非常に有用な情報を与えることができ、財務情報の意義を高めるものとなると考えられる⁴²⁾。

おわりに

現実の会計学の動向を検討し将来を展望するためには、基本的な企業会計の機能を基礎に、抽象と具体の区別をし、個と総体との関係で社会の信用制度の最上部に位置する資本市場と会計制度を考察することが重要である。

今日のグローバルな資本市場における上場会社については、国際会計基準等の規制に基づく投資家の意思決定に有用な情報提供の開示すなわちディスクロージャーが要請される。ここに、会計情報の開示偏重の基礎がある。

しかしながら、資本市場の要請する情報開示を重視しすぎ、目的適合性と適時性のために客観性と信頼性の乏しい情報開示が優先されるならば、会計の基本機能である受託責任を遂行しえなくなる恐れがある。ストック・オプション等の利得実現のため、証券価格の維持や操作を目的に主観的情報を提供し続けられれば、破綻したエンロンやワールド・コム等がたどった道に迷い込むであろう。

企業利益は個別企業が総経済の変動の中で実現した利益とし、絶えず変動する評価損益は実現損益と区別して開示することにすれば、客観的な損益計算と将来予測に有用な透明な財政状態を開示できるであろう。長期的視点では企業の利益実現能力とこれに基づく利益分配の結果がその証券価格に反映するのである。したがって、短期的投機目的だけでなく、健全な長期的投資のための市場を育成する情報開示が必要であろう。

41) 高山朋子 [1984], 高山朋子 [2002], 138-142 頁。

42) 醍醐聰 [1994], 61-62 頁。

参考文献

- American Accounting Association (AAA) [1977], *Committee on Concepts and Standards for External Financial Reports, Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance*, 染谷恭次郎訳 [1980]『アメリカ会計学会・会計理論及び理論承認』国元書房。
- AAA [1966], *Statement of Basic Accounting Theory*, 飯野利夫訳 [1969]『基礎的会計理論』国元書房。
- Accounting Standards Board (ASB) [2002], *IASB Proposals to Amend Certain International Accounting Standards*.
- ASB, FRS 3 [amended 1999], *Reporting financial performance. asb. org. uk. publications/publicationproject, cfm?upid=66*
- Financial Accounting Standard Board (FASB), SFAS 144 [2001], *Accounting for the Impairment or Disposal of Long-lived Assets*.
- FASB, SFAC 7 [2000], *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*.
- , SFAS 130 [1997], *Reporting Comprehensive Income*.
- , *Statements of Financial Accounting Concepts*, 平松一夫・広瀬義州訳 [1988],『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社。
- , SFAC 6 [1985], *Elements of Financial Statements*. FASB, SFAC 5 [1984], *Recognition and Measurement in Financial Statements of Enterprises*.
- , SFAC 2 [1980], *Qualitative Characteristics of Accounting Information*.
- , SFAC 1 [1978], *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*.
- , Discussion Memorandum [1976], *An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, 津守常弘監訳 [1997]『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。
- International Accounting Standards Board (IASB), *The Newsletter of The International Accounting Standards Board, Insight* [April 2003]. [January 2003], [October 2002].
- IASB, *Board Decisions on International Financial Reporting Standards, Update* [June 2003].
- International Accounting Standards Committee (IASC), IAS 39 [revised 2000], *Financial Instruments: Recognition and Measurement*.
- IASC, IAS 36 [1998], *Impairment of Assets*, April.
- , IAS 32 [revised 1998], *Financial Instruments: Disclosure and Presentation*.
- , IAS 16 [revised 1998], *Property Plant and Equipment*.
- , IAS 38 [1998], *Intangible Assets*.
- , IAS 1 [1997], *Presentation of Financial Statements*.
- , *Discussion Paper* [1997], *Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*.
- Gomberg L. [1908], *Grundlegung der Verrechnungswissenschaft*, 伊藤正一訳 [1944]『会計学方法論』巖松堂。
- 石川純治 [2000]『時価会計の基本問題』中央経済社。
- 今福愛志・田中建二 [2001]「減損会計再考」「資産と負債の会計学」(2)『企業会計』Vol.53, No.5.
- 岩崎 勇 [1998]「財務業績報告の新潮流」『経理情報』No.847.
- 内川菊義 [1989]『会計学方法論』森山書店。
- 遠藤 孝 [2000]「企業会計の規制」, 遠藤孝, 近藤禎夫, 高山朋子, 根津文夫『改訂版 会計学』森山書店, 第Ⅱ編。
- 大塚宗春 [2001]「金融資産・負債の評価」『企業会計』Vol.53, No.1.
- 岡本愛次 [1977]『会計学の基本問題』ミネルヴァ書房。
- 加古宣士 [2000]『財務会計概論』第3版, 中央経済社。
- 川村義則 (司会)[2002]「座談会, 企業会計審議会『固定資産の減損に係る意見書』について」『企業会計』Vol.54 No.11.

- 川村義則 [1998] 「包括利益の概念とその報告をめぐる問題」『会計』第 154 卷第 2 号。
- 木村和二郎 [1972] 『科学としての会计学』上, 下, 有斐閣。
- 企業会計基準委員会 [2003] 公開草案『減損会計の適用指針』, 8 月 1 日。
- 企業会計審議会 [1999] 『金融商品に係る会計基準』1 月 22 日。
- 齋藤静樹 [2003] 『企業会計とディスクロージャー』第 2 版, 東京大学出版会。
- 坂本道美 [1997] 「金融負債及び金融負債の会計処理の概要」『JICPA ジャーナル』No.50。
- 柴 健次 [2002] 『市場化の会计学』中央経済社。
- 醍醐 聰 [2001] 『会计学講義』第 2 版, 東京大学出版会。
- [2000] 「減損会計の測定属性と現在価値会計の展望」『会計』第 157 卷第 6 号。
- 高寺貞男 [2002] 『会計と市場』昭和堂。
- [1971] 『会計政策と簿記の展開』ミネルヴァ書房。
- 高山朋子 [2002] 『財務諸表の理論と制度』森山書店。
- [2001] 「評価損益と包括的損益計算書」『東京経大会誌』226 号。
- [2000] 「会计学の対象と方法」, 遠藤孝, 近藤禎夫, 高山朋子, 根津文夫『改訂版 会计学』森山書店, 第 I 編第 1 章。
- [1995] 「社会制度としての会計規制の根拠について」『東京経大会誌』第 193 号。
- [1991] 「企業会計の計算構造と自己資本の意義」『東京経大会誌』第 173 号。
- [1987] 「会計理論の再構築にむけて」『産業経理』第 47 卷第 2 号。
- [1984] 「企業会計の計算構造—動態的会計理論再検討のための一試論」『産業経理』Vol.43 No.4。
- 武田隆二 [2001] 「会计学認識の基点」『企業会計』Vol.53, No.1。
- 田中章義 [1980] 「企業経営の計算様式」, 田中章義, 伊藤陽一, 木村和範『経営統計学』北海道大学図書刊行会。
- 辻山栄子編著 [2003] 『逐条解説 減損会計基準』中央経済社。
- 辻山栄子 [2002] 「業績報告をめぐる国際的動向と会計研究の課題」『会計研究学会第 61 回大会報告レジメ集』武蔵大学。
- [2001] 「固定資産の評価」『企業会計』Vol.53, No.1。
- 津守常弘 [1995] 「会計フレームワークの展開と現代会計の課題」『会計理論学会年報』No.9。
- 徳賀芳弘 [2003] 「負債と資本の区分—代替的アプローチの考察」『企業会計』Vol.55, No.7。
- [2001] 「資産負債中心観」『企業会計』Vol.53, No.1。
- 馬場克三 [1975] 『会計理論の基本問題』森山書店。
- [1971] 「会計理論における個別資本循環説」『会計』第 100 卷第 4 号。
- 早川 豊編著 [2002] 『保守主義と時価会計』同文館。